

# 令和4年第3回水戸市議会定例会

## 請願陳情文書表（Ⅰ）

水戸市議会

請 願 文 書 表

| 受理番号  | 受理年月日       | 件 名   | 要 旨   | 紹 介 議 員  | 付託委員会        |
|-------|-------------|---|---|--|--------------|
| 第 1 号 | 4 . 8 . 2 4 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願 | <p>《請願趣旨》</p> <p>学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。昨年度、改正義務標準法が施行され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級などの実現が不可欠である。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。</p> <p>よって、こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</li> <li>2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</li> <li>3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</li> </ol> | 萩谷 慎一<br>田中 真己<br>綿引 健<br>田口 文明<br>黒木 勇<br>飯田 正美<br>袴塚 孝雄<br>小川 勝夫<br>田口 米蔵<br>福島 辰三 | 文 教 社<br>福 社 |

陳 情 文 書 表

| 受理番号  | 受理年月日      | 件 名  | 要 旨  | 付託委員会      |
|-------|------------|--|--|------------|
| 第 5 号 | 4 . 8 . 22 | 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情 | <p>《陳情趣旨》</p> <p>政府は、深刻な米価下落に十分な対策を取らないまま、昨年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表した。同時に、2022年度から水田活用の直接支払交付金の見直しを明らかにした。その内容は、あぜや水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に1度も米を作らなかった水田は、水田活用の直接支払交付金の対象水田から外すというものである。これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れない。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって転作に協力してきた農家を交付金の対象から排除することは、到底受け入れられない。さらに重大なことは、あぜがあっても、水路があっても、5年間に1度も水張りしなければ交付対象水田から外すことを明言している。これまで、食料自給率の低い麦、大豆、菜種、ソバなどの戦略作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する重大な裏切りである。交付金の対象から外れる水田は耕作放棄地になり、さらに自給率の低下を招くことになる。今、食料自給率向上を確実に高めるために水田を活用した転作への支援こそ求められている。交付金の削減を行うことなく、食料自給率向上を目指して、全ての農家を対象にした施策、予算の一層の拡充が必要である。</p> <p>以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただくよう陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないこと。また自給率が低い戦略作物、農産物に対する交付金、支援策を充実させ、全ての農家経営の安定を図ること。</p> | 産 業<br>消 防 |
| 第 6 号 | 4 . 8 . 29 | 広報紙等配布委託に関する陳情                               | <p>《陳情趣旨》</p> <p>水戸市みとの魅力発信課と水戸市住みよいまちづくり推進協議会との間では広報紙等配布についての契約が締結されており、各自治会には配布した世帯数に応じて委託料が支払われている。それは当然自治会長個人に支払われるものではなく、自治会長は現金という形で受け取った後、自治会に入れ、会計報告すべきこととされている。しかし、現実には必ずしもそうはなっていない。それは、水戸市内の複数の自治会で起こっているのである。公金が適切に使われていないケースがあるのである。この陳情書ではそのことについて市と住みよいまちづくり推進協議会の在り方について改善を求めるものである。まとまった陳情の内容は後に述べさせていただくが、その前に私がこの陳情書を提出するに至った経緯を述べさせていただきたい。それを知って</p>  | 総 務<br>環 境 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨   | 付託委員会 |
|------|-------|----|--|-------|
|      |       |    | <p>いただくことなくして本当の訴えはできないと思うからである。冗長と思われるかもしれないが、お許しを願う。この契約のどこに問題があるのか私なりに考えた結果を、6つの観点から分類してまとめた。私は、行政学や法学を学んだことはなく、あくまで本やインターネット、無料の法律相談、ときには総務省などに問合せをして得た知識に基づいて考えた結果であり、必ず正しいと言い切れるかは分からないし、そう思ったことについての責任は私にある。そして、最後に市等に対処していただきたいことをまとめた。</p> <p>[陳情に至る経緯]</p> <p>この契約に基づいて住みよいまちづくり推進協議会から各自治会へは委託料が支払われている（ということになっている）。しかし、私の自治会では私が確認できる平成17年度以降自治会会計に入れられていない。私はそのことに去年の秋初めて気づき、住みよいまちづくり推進協議会、そして市の自治会問題担当部署である市民生活課に問合せや相談、そして再発防止のためにみとの魅力発信課に要望もしたが、「こちらからは何も言えません。自治会の皆さんで話し合って解決してください」と言われたただけであった。この頃水戸警察署にも相談をした。当然自治会長の行為は横領とのことで、告発を勧められた。また、そのお金は公のものだから、住みよいまちづくり推進協議会はそのことを聞いたら何かしてもいいのではないかと、あるいは直接市に言うてみるのはどうか、とも言われた。監査の問題ではないかとも言われたが、告発や監査請求については、いろいろな意味で大変さを考えると、踏み切れないでいた。警察への相談はあくまで相談なので、それだけで警察が動くことはないと思っていたが、年末に相談に乗ってくれた人から電話があり、その人は住みよいまちづくり推進協議会に事情を聞きに行ったらしく、住みよいまちづくり推進協議会は被害を受けていないので被害届などを出すつもりはないとのことだった。私も警察の人も釈然としなかった。もちろん、私は自治会内の何人かの人に話をし、特に昨年度（令和3年度）については今度こそそのようなことがないようにと会長、会計長らに要請をしておいたが、年度末には再び同様のことが起こり、その後自治会内での解決の努力はいろいろしたが、いまだ解決はしていない。そして、この時にも昨年と同様に住みよいまちづくり推進協議会や市民生活課に相談したが、以前と同じく「こちらからは何も言えません。そちらで解決してください」と言われた。また、5月には市のお金にまつわることなので、財務部に聞いてみようとしたが、市民相談室に回され、状況を説明すると、業務委託契約内容をちゃんとやっていれば、市はお金を払い、それをどう使うかは受け取ったほうの自由であるとのことで、受け取った団体（住みよいまちづくり</p> |       |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨  | 付託委員会 |
|------|-------|----|---|-------|
|      |       |    | <p>推進協議会のこと)は市から補助金を受けて運営をしているが、それでも問題はないかと重ねて聞いたが、答えは同じだった。ちなみに、住みよいまちづくり推進協議会の令和3年度の市からの補助金は3,599万1,570円である。また、広報紙等配布のための委託料は(シルバー人材センターへの委託料は含まれないものと思われる)、3,921万9,150円である。また、4月には私の自治会の地区連合会の会長にも相談をした。このとき、その地区連合会の会長からは、他の地区でも同様の問題が起こっていると具体的に地区名を挙げて聞かされた。このことは地区連合会会長の集まりで取り上げるとのことだったが、今のところ解決したとは思えない。さらにその後他の自治会でも同様の問題が起こっているといううわさを複数聞いた。私の自治会だけの問題ではないのである。この状況の解決に市など(住みよいまちづくり推進協議会は市ではないので、まとめてこう呼ばせていただく)が関与しないということは許されるのであろうかとの思いを抱き、無料の弁護士相談を受けると、やはり自治会長の行為は横領であるが、監査の問題でもあるのではないかとここでも言われた。しかし、その大変さを思うと、私はなかなか実行できないでいたが、やはりそれを考えることは私の義務ではないかと思うようになり、改めて住民監査請求について本などで知識を得て、検討をした。しかし、ある本には住民監査請求をしても、監査委員は内部を守るための防波堤のようになってしまっていて、ほとんどの場合却下ないしは棄却されてしまうということが書かれていたので、失望し、断念した。また、再び別の弁護士に相談すると、やはり刑事告発を勧められ、またこの問題は取り組むべき意義のあることとして、ある市議会議員に連絡もしてくださった。その後も私は市のどこに問題があるか、再発防止を訴えるにはどうしたらいいかを考え、本気になって本とネットで調べ続けた。そんな本の中に陳情について書かれてあり、この方法が使えるのではないかと気づき、翌日が6月議会に出すための締切日だということで、大急ぎで陳情書を書き5月30日に提出した。それは幸いに受理されたのだが、急いで書いたので後から考えると文面に不安があり、また別な観点も盛り込むべきと思い直して一度取り下げた。その頃、この契約は随意契約であることを知り、随意契約には契約理由書というものがあるということも知り、それを情報公開請求にて入手した。それによると、この随意契約の法令根拠として(1)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、(2)水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第61条第3号該当とある。さらに、随意契約の具体的理由が「コミュニティの醸成を図ることも目的とする」、「地域コミュニティとしての各町内会・自治会等で構成する唯一の公共的団体である上記相手方に請負をさせる必要がある」などと文章で述べられている。私は、それらについて</p> |       |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨  | 付託委員会 |
|------|-------|----|---|-------|
|      |       |    | <p>て問題がないか、さらに本やインターネット、そして総務省への問合せ、地方自治などを専門とする元大学の先生にもアドバイスを求めたりして、自分なりに考えた結果、不当ないし違法だと思われる点について、住民監査請求ができる部分については住民監査請求、それ以外の部分についてはやはり陳情という形で市などに訴えるしかないだろうと思いを定めた（住民監査請求は当該行為があった日から1年以内で、事実を証明する書類を添えなければならず、私の自治会にまつわることしか証明書がそろわないので）。</p> <p>[契約の問題点①]</p> <p>この契約に問題がある、さらに踏み込んで言えば違法性があると私が思う理由を述べたい。上に書いたようにこの陳情とは別に監査請求をするつもりなので、当然ここではそれを述べるので、ほぼ同一の内容になるが、監査請求が却下されれば、その内容を皆様に読んでいただくことはできないので、陳情の前提としてやはりこのことを知っていただきたい。随意契約は施行令の前提として、まず地方自治法第234条第2項があり、政令で定められた場合に該当するときに限り、これによることができるとなっている。陳情に至る経緯のところ、市が挙げているこの契約の法令根拠を示したが、(1)は問題ないと思われるが、(2)水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程は水戸市が独自に定めたものである。つまり、この契約の根拠としている第61条第3号も当然水戸市が独自に定めたものである。すなわち、この内容「国、県等の公共団体又は公共的団体に請負をさせる必要があるもの」は、規程であって、政令ではないのであるから、これによって随意契約を結んではいけないのである。というより、このような規程を作ること自体がいけないのである。それは、昭和38年12月19日付自治庁の通知で述べられている。要約すれば、施行令に該当するかどうかは、個々具体的、客観的に判断すべきであり、条例または規則で定めることはできないというものである。そのことを本で知った私は、さらに確信を得るために総務省に問い合わせた。自治行政局行政課の職員に「このような市独自の規程を設けてもいいのですか」、「昭和38年の通知は今でも有効ですか」と尋ねると、「有効です」、「国が地方のやることにいいとか悪いとかは言えないが、監査請求をしたらいいでしょう」と強めに勧められた。市の総務法制課にも問い合わせしてみたが、総務法制課は規程を作る時には関与するが、既に出来上がっている規程については関与しないということだった。</p> <p>[契約の問題点②]</p> <p>さらに別な観点からも違法の可能性があるのではないかということを書いてみた</p> |       |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨  | 付託委員会 |
|------|-------|----|---|-------|
|      |       |    | <p>い。そもそも、原則的には契約を締結することができるのは権利能力を有する人、または法人である。自治会とそれにより構成されている住みよいまちづくり推進協議会は法人ではなく、任意団体である。したがって、本来ならば契約締結はできないはずである。しかし、最高裁判例（昭和35.10.15）「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない」によれば、それらの要件を満たせば、「権利能力なき社団」として法人格を有するものと同様のことができるとされる。ここで考えてみたいのは、住みよいまちづくり推進協議会は恐らく先ほどの要件を備えているだろうが、末端の各単位自治会はどうであろうか。この契約の一方の当事者は契約書に明記されているように住みよいまちづくり推進協議会であるが、広報紙等を実際に配布するのは単位自治会であり、委託料を真に受け取るのも単位自治会である。また、市民生活課の説明によれば、住みよいまちづくり推進協議会と単位自治会との関係は第三者の関係でもなく、上下関係でもなく、横の関係であり、言わば一体と言ってもいいとのことである。配布の委託を自治会が拒否することもできないという。それらのことから考えれば、各単位自治会も契約当事者と言えないだろうか。むしろ、各単位自治会こそ本当の契約者というべきではないのか。そうだとすれば、単位自治会の権利能力が問題になるのではないか。それを確認しないで、住みよいまちづくり推進協議会と締結すればよしとすることには納得いかないものを感じる。現に、私の自治会はいくつかの要件は満たしているが、規約はあっても、「そんなの守ってどうするの」、「そんなことは大変でやってられない」などと言う人ばかりで、規約さえ読まず、遵守の気持ちなどあまりない人が多い印象で、お金の管理もお分かりのように適切にはできていない。そんな自治会ばかりではないだろうが、問題のある自治会を何ら考慮することなく、単位自治会に対して何ら指導のようなこともしない、単位自治会を契約の便宜上一つに束ねたような団体と契約を締結していることが許されるのであろうか。住みよいまちづくり推進協議会はこの委託料が自治会に行き届いていないことに責任を果たそうとはしないのだから。このあたりのことを取り上げた非常に参考になる記述をある本で見つけた。自治会等との契約に際して、規約、代表者を選任した総会の議事録、決算書を提出させて適格性の確認をすればいいのではないかというものである。私はこの問題で悩み出してから、他の自治体はどのようにやっているのだろうかというのとインターネットでしばしば調べた。いろいろな資料を提出させている自治体は多いが、その中で特に新潟市は単位自治会に対してきっちりと上記のような確認を取った</p> |       |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨  | 付託委員会 |
|------|-------|----|---|-------|
|      |       |    | <p>上で、直接単位自治会と契約を結んでいる。また、この問題の解決策として考えられることとして、認可地縁団体制度というものがあるのではないかと。認可されれば、法人格を有することになる（ただし、法務局への登記ではなく、市による認可、告示となる）ので、上記のような問題はなくなる。この制度により認可を受けるためには不動産を保有していることが条件だったが、2021年11月26日に地方自治法が改正され、その条件は無くなった。ただ、認可を受けるため、また、受けた後は様々な義務がある。自治会数がかかなり多いこともあって、認可をする市のほうでもかなりの事務負担があるのではないかと。これについては鎌倉市、土浦市、取手市などがインターネット上に詳しい情報を出している。</p> <p>[契約の問題点③]</p> <p>ここでは最も問題だと思うことを述べたい。この契約が上記の①、②の問題がなく、違法性のない契約であったとして、この委託契約が請負契約だとしても、準委任契約だとしても、発注者はその業務に携わる個々の労働者に指揮命令をすることはできないとされているので、水戸市が各自治会に対してすべきこと、してはいけないことなどを直接言うことはできないだろうが、受注した事業者は指揮監督の全てを行うこと、その有する能力に基づき自己の責任の下に処理すべきこととされており、住みよいまちづくり推進協議会が各自治会に対して何も言えないということはあるまいかと思う（各自治会の構成員は労働者ではないだろうが）。まして、住みよいまちづくり推進協議会と各自治会とは一体のようなものというならば、何も言えないということとは理解し難い。そして、市から支払われた委託料が自治会に入れられていない、自治会長個人が受け取ってしまっているということは、住みよいまちづくり推進協議会と自治会が一体のようなものだと言うならば、すなわち住みよいまちづくり推進協議会がその自治会長から被害を受けているということになるだろう。それなのに、何の行動も取らず、この事態を放置しているとはどういうことであろうか。このことを少し違う角度からも考えてみたい。委託料が年度末に支払われているというが、それは本当に自治会に支払われていると言えるのであろうか。そのお金は、年度末に地区連合会の人自治会長名宛宛名書きした封筒に入れて自治会長に手渡ししているという。自治会宛ての口座に直接振込をしているわけではない。繰り返しになるが、住みよいまちづくり推進協議会はそのお金を自治会会計に入れることと指示しているという。通帳に記録することを勧めているともいう。しかし、手渡された後、本当に自治会に入れられたかの確認は、住みよいまちづくり推進協議会も市もしていない。それで本当に自治会に渡されたと言えるのだろうか。自治会長が自分の懐に入れている</p> |       |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨   | 付託委員会 |
|------|-------|----|--|-------|
|      |       |    | <p>のは、自治会に入れた後ではない。入れないうちである。入れた後自分のものにしたならば、その行為を追及すべきは当然自治会であろうが、まだ自治会に入れられていないものを自分のものにされても、理屈の上では自治会は追及できないのではなかろうか。自治会が追及できる相手は、広報紙を配布したのにお金をくれない住みよいまちづくり推進協議会と言えないだろうか。そして、住みよいまちづくり推進協議会はそのお金を自分のものにした人を追及すべきなのではなかろうか。住みよいまちづくり推進協議会は、委託契約書に明文の規定はないが、当然にその委託料を自治会に渡す義務があるだろう。この状況は、「確実に渡した」と言うことはできないと思われる。また、随意契約とした理由（コミュニティの醸成）から考えても、その目的を（全面的にとは言えないかもしれないが）達成したとは言えず、すなわちその委託契約を真の意味で履行したと言えないのではないか。このような事態が起こっていれば、自治会住民の相互不信も生まれ、分断も起こっている。つまり、市のほうも、単純に「広報紙等を配布すれば契約を履行したので、委託料を払って問題ない」という態度を取るとは、間違っているだろう。契約の相手方が真の意味で契約を履行していないのに払っているのだから、当然市にも責任がある。このことについては、地方自治などが専門の元大学の先生も、公金が使われているのにおかしい。市に強く抗議すべきだとおっしゃった。</p> <p>[契約の問題点④]</p> <p>言うまでもないことだが、自治体が民間と契約を結ぶ時は経済性を優先して、競争入札とするのが基本である。ただ、それなりの（合理的な）理由があれば必ずしもそうしなければならないと言い切れるわけではないようだが。このあたりに関しての最高裁判例があり、それに対しての批判的な意見もある。それはともかく、ここでは、この契約の経済性と負担の問題を考えてみたい。参考になるのが、総務省市町村課が2021年7～8月に1,741市区町村を対象に実施し、2022年2月にまとめたアンケートの結果である。詳細は総務省のホームページ内で「自治会」でサイト内検索すると容易に見つかる。「地域コミュニティに関する研究会（第5回）」を開くと、配布資料として「資料3 自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケートとりまとめ結果」がある（できれば、インターネットで直接見ていただきたい）。様々なことについてアンケートを取っていて、いろいろと参考になるが、その中で私が特に興味を引かれたのは、次のところである。問1、貴市区町村における自治会数。茨城県は他より圧倒的に多い。つまり、細分化されているのだろう。問4、補助金等を支出している市区町村数、会計報告、規約などをどのくらい把握しているか。問5、自治会の負</p> |       |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨  | 付託委員会 |
|------|-------|----|---|-------|
|      |       |    | <p>担軽減のため、どのような取組をしているか。市区町村の広報物の直接配布と答えたのが、15.9%。問6、定期広報物の配布を有償で依頼している団体数と委託料（1世帯当たりの単価の中央値）。自治会に委託料でと答えたのが、団体数20.2%、766円。自治会に交付金や報酬等としてと答えたのが、団体数42.1%。業者にポスティングを依頼と答えたのが、団体数15.1%、273円。問6で示されている単価は中央値なので、この数字をもって即座に業者に依頼するほうが安いと言い切れるものではないかもしれないが、自治会への委託という形より業者に頼むほうがかなり安い可能性があると言えるのではないか。実際、長野県中野市は、従来のやり方から業者へのポスティングでどのくらい安くなったか、また、お金の面だけでない負担軽減効果についても含めて詳細な情報を出している。「全戸配布物（広報紙など）のポスティング導入について」が非常に参考になる。ただ、単に高いというだけで即座に問題と捉えることはできないかもしれないが、それだけの経費をかける意義があるかをしっかりと検討すべきではないか。私の自治会では顔をあわせて配っているわけでもなく、単に郵便受けに投げ込むだけなので、私には広報紙を配布することが「コミュニティの醸成」につながっているとは思えない。また、総務省のホームページ内で、自治行政局市町村課が出している情報「自治会・町内会の活動の持続可能性について」中の10ページ目、「市区町村における自治会の負担軽減の取組」の中にその一つとして「市区町村の広報物の直接配布」という項目がある。また、「地域コミュニティに関する研究会（第3回）」の水津陽子構成員提出資料の中の「自治体の事務委託、慣例等による負担の現状」でも自治体広報の配布が負担として挙げられている。さらに、ここでは「自治会連合会等、社会福祉協議会、まちづくり協議会等が負担を増やすだけで、真の協働になっていない」と、赤い字で見出しまでつけて述べられている。広報紙の配布から解放されたら、もしかしたら加入率の上昇につながりはしないだろうか。</p> <p>[市は自治会に対して何も言うことができないのか]</p> <p>契約の問題点③のところで、発注者である市は自治会に対しては何も言えないだろうと書いたが、それはあくまで業務委託契約にまつわる部分であって、それ以外の自治会あるいは連合会、住みよいまちづくり推進協議会の活動に対しては、市は介入できると考える。本来は、「自治」会なのだから、行政の介入は望ましくはないだろうが、市がやっていることに関して問題が起こっているのである。地方自治法第157条「公共的団体等の監督」というのがある。全文を引用する。①普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。②前項の場合において必要があるときは、普通公共団</p> |       |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨  | 付託委員会 |
|------|-------|----|---|-------|
|      |       |    | <p>体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。③普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし、または当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。④前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。また、地方自治法第96条に議会が議決しなければならないこととして、第14項で「普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること」と定められている。なお、自治会、地区連合会、住みよいまちづくり推進協議会は公共的団体に含まれる。これらに基づけば、市が介入できるのではないか。「自治会に対しては何も言えません」という市民生活課の言葉は正しいのだろうか。</p> <p>[公務員の告発義務]</p> <p>刑事訴訟法第239条の1「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」、刑事訴訟法第239条の2「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」というものがある。私が警察や弁護士に告発を勧められたのは、1によるが、その心理的負担の大きさからいまだ私は踏み切れないでいる。一方、2に基づいて市はそれができないのではないか。というより、市は告発をしなければならないのではないか。まさかそんなことが起こっていることを知らないということはないだろう。私は市の職員には何度も言ってきた。あるいは、このことは市が関係することではないと言うのだろうか。そんなことはないだろうということはお上のほうでも述べた。裁判所の判例で「この条項は単なる訓示規定ではなく、法的義務として公務員の告発義務を定めたものである」とされている。また、市立図書館の本「わかりやすい刑事訴訟法」(真尾亮著)にも同様のことが書かれている。同じ団地に住み、これからもそうであろう人に対して私がそれをする心の負担、それだけではなく、もう1年近くもこの問題が私にとってどれほどの精神的負担であったかを市は深く考えていただきたい。この数か月の間に何人もの市の職員の方にお会いしたり、電話でお話したりしたが、どなたも個人的にはいい方という印象で、そんな方を相手にこんな訴えをすることは、私にとって本当はとてつらい。とても勇気が要ることだが、それでも、やらなければならないことだと自分に言い聞かせてやってきた。それは、市に適切な行政運営をしていただきたいからである。問題点にたまたま気づいてしまった私は、それを市に伝えねばならない。</p> <p>以上を踏まえ、下記事項を陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> |       |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨  | 付託委員会 |
|------|-------|----|---|-------|
|      |       |    | <p>1 水戸市広報紙等の自治会への配布委託については、時代状況の変化を踏まえ、自治会の存在意義、市が自治会に何を求めるかを問い直すことから始め、経済性、住民への負担なども考慮に入れ、場合によっては自治会への委託そのものを取りやめることも含め、また、自治会を金銭的に支援することが必要だとするならば、委託料とは別な方法の模索も含めて、根本から再検討していただきたい。法令にかなう形でというのは言うまでもないことである。補助金、交付金などの形で支払う場合は当然その使われ方を把握するのだろうが（使途を決めない交付金という形を取っている自治体もあるようだが）、委託料という形を継続する場合でも、それが確実に自治会に届いたかの確認をしていただきたい。元は公金なのだから。このあたりのことに関して、やはり新潟市の情報「自治会・町内会のよくあるQ&amp;A」が参考になる。各自治会に対して決算書の提出を義務づけている。</p> <p>2 過去をどこまで遡るかはともかく、既に支払われたはずの委託料が適切に自治会に届いているかを調査し、不適切な例があれば、刑事告発なども含めて対処していただきたい。</p> <p>追記 住みよいまちづくり推進協議会は市から補助金を受けて運営しているのであるから、市からの監査を受けているのかを8月10日に監査委員事務局に電話で問い合わせると、「している」とのことなので、その内容を公表してもらえるのか尋ねたところ、「できない」という答えだった。その答えを不審に思い、8月22日に総務省行政課に問い合わせると、次のような回答だった。「あなたの話からすると、その監査は地方自治法第199条の7に基づくもの（財政援助団体に対する監査）と思われ、そうだとすると、その第9号には、これを公表しなければならないとあります」。その後、再度監査委員事務局に問い合わせると、私の質問とは違って受け取られていたようで、それは第199条の7に基づくものではなく、みとの魅力発信課が住みよいまちづくり推進協議会と締結している契約についてを定期監査として行っていて、その結果問題がないので、公表しないということだと言う。水戸市監査基準の第23条によれば、上記の内容は「監査委員全員の連名で速やかに公表するものとする」に該当すると思うのだが。問題がなければ公表しないとはどういうことか。</p> |       |